

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十一条の十一第二号」を「第五十一条の十一第二号イ」に、「以上であるものであること」を「以上であるもの」に、「以下この号において」を「イにおいて」に、「」であること、又は「を」又は「に」、「」であるものであること「を」であるもの「に改める。